

山梨県と市町村から重要なお知らせです！

平成 27 年度から県内の全市町村において 特別徴収の **完全実施** を行います。

※一部の市町村については、平成26年度から実施しております。

●個人住民税の特別徴収とは、事業主の皆さまが特別徴収義務者として、国の所得税と同様に納税義務者である給与所得者に支払う給与から個人住民税を毎月徴収し、給与所得者の住所地の市町村に納入していただく制度です。

●地方税法第321条の4及び各市町村の条例により、給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収により納めていただくことになっています。

- ◆ 県と市町村では、法令の規定どおり、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の徹底を強化しております。
- ◆ 県内全ての市町村で、普通徴収の従業員がいる事業所については、給与支払報告書の提出時（各年1月）に「普通徴収への切替理由書」を添付していただくとともに、個人別明細書の摘要欄に項目（ア～カ）を記入していただきます。（eLTAX又は光ディスク等で提出される場合は「普通徴収への切替理由書」の添付を省略することができます。）
- ◆ 普通徴収が認められるのは「切替理由書」のア～カの項目に該当する場合に限られ、ア～カの項目に該当しない場合又は摘要欄に項目の記入がない場合については、特別徴収の指定（税額確定通知の送付）をさせていただきます。

個人住民税の普通徴収への切替理由書

市町村長 へ

指定番号

事業者名

項目	切替理由（下記6項目以外の理由は不可）	人数
ア	総受給者数（専従者・乙欄・退職者を除いた合計）が2名以下	人
イ	他の事業所で 特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者	人
ウ	毎月の給与が少なく、税額が引けない	人
エ	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払いが毎月ではない）	人
オ	普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）	人
カ	退職者・退職予定者（5月末日まで）	人
普通徴収合計人数		人

●重要

- 1 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず項目（ア～カ）を記入してください。
- 2 摘要欄に項目の記入がない場合は、特別徴収の取扱いとなります。

山梨県

（裏面へつづきます）

《お問い合わせ先》 お近くの市町村税務担当課または次の山梨県各担当課までお気軽にお問い合わせください。

○市町村課（055-223-1426） ○税務課（055-223-1386） ○総合県税事務所（055-261-9122）

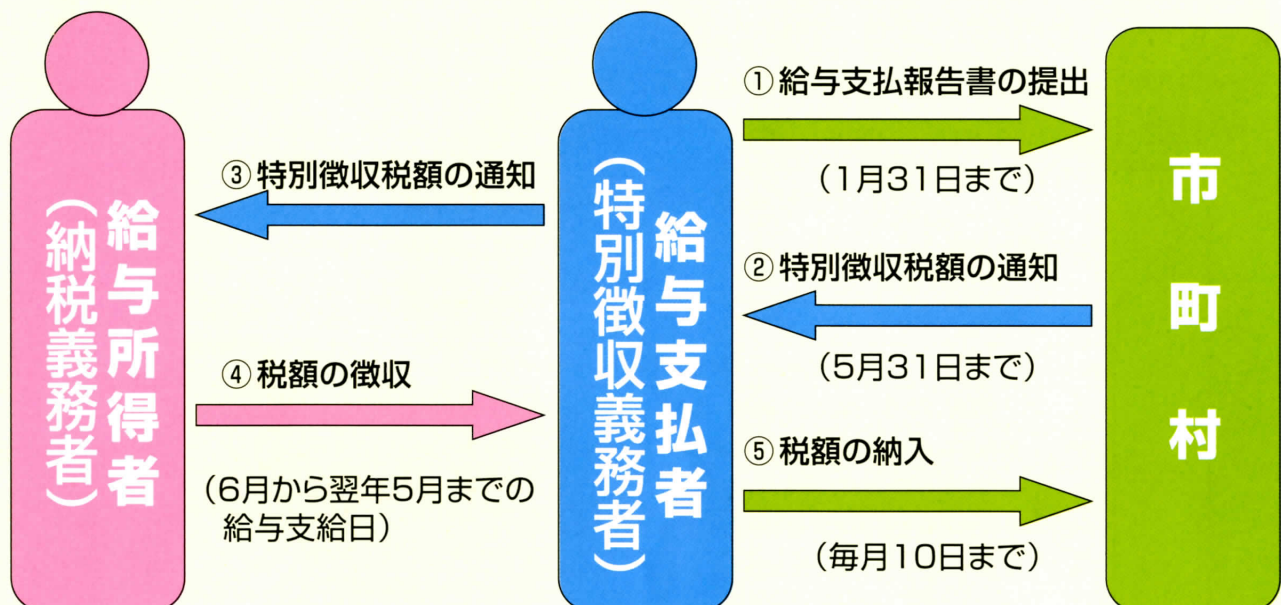
特別徴収のメリット等

- ◆ 給与所得者の居住市町村ごとに税額を振り込む必要はありますが、所得税と違い、税額計算は市町村で行い、給与所得者ごとに税額を通知します。
- ◆ また、金融機関によっては住民税特別徴収代行サービスを提供している場合もあり、金融機関の窓口まで出向くことなく納付ができます。(※)
- (※) サービスの有無及び詳細については、お取引先の金融機関等にお問い合わせをお願いします。
- ◆ この制度は、「給与所得者が個々に納税のために金融機関に行く手間が省ける」「住民税の納め忘れがなくなる」など、納税義務者である給与所得者にとってたいへん便利な制度です。
- ◆ また、普通徴収が原則として年4回の納付であるのに対し、特別徴収は年12回の納付となるため、1回あたりの負担が少なくて済みます。

【例：年間税額が24万円の場合】 普通徴収だと・・・1回あたりの納税額6万円
特別徴収だと・・・1回あたりの納税額2万円

※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を2回にまとめて納付することもできます。

特別徴収の手続きのあらましは、次のとおりです。



1 市町村からの特別徴収税額の通知

市町村から5月31日までに特別徴収税額の通知を送付しますので、給与の支払いを受けている納税義務者に対し特別徴収義務者から通知していただきます。

2 特別徴収による徴収金の納入

通常、特別徴収税額総額の12分の1の額を6月から翌年5月まで毎月支払う給与から徴収し、徴収した月の翌月10日までに市町村へ納入していただきます。